

「2023 年度（令和 5 年度）国民経済計算年次推計」 利用上の注意

1. 現行の我が国の国民経済計算（以下「J S N A」という。）は、2009 年（平成 21 年）に国連が勧告した国際基準（2008SNA）に基づいて推計を行っている。
2. J S N A は、毎年、最新年（度）の数値を「第一次年次推計」として公表するとともに、新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、1 年遡って再推計を行い、「第二次年次推計」として公表している。さらに、2 年遡った年の計数について、供給・使用表（S U T）の枠組みを活用して統計上の不突合を縮減させるための再推計を行い、「第三次年次推計」として公表している。
3. 「2023 年度（令和 5 年度）国民経済計算年次推計」（以下、本年年次推計という。）においては、利用可能な基礎統計を反映させることに加え、推計方法の一部見直し等を行う。主なものは以下のとおり。

（1）2023 年度（令和 5 年度）の主な予算関連施策への対応^{1 2}

- ① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）

一般政府（中央政府）から一般政府（地方政府）への「その他の経常移転」とした上で、「低所得世帯支援枠」については一般政府（地方政府）から家計への「社会扶助給付」に、それ以外は、地方公共団体における事業の性質に応じて、一般政府（地方政府）から企業への「その他の経常移転」等に記録する。

- ② 「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」等に基づく防衛力強化税外収入

¹主に 2023 年度（令和 5 年度）から開始された施策を記載している。2020 年度（令和 2 年度）の主な施策については、『2020 年度（令和 2 年度）国民経済計算年次推計』に係る利用上の注意について（令和 3 年 11 月 22 日）を、2021 年度（令和 3 年度）の主な施策については、『2021 年度（令和 3 年度）国民経済計算年次推計』に係る利用上の注意について（令和 4 年 11 月 29 日）、2022 年度（令和 4 年度）の主な施策については、『2022 年度（令和 4 年度）国民経済計算年次推計』に係る利用上の注意について（令和 5 年 11 月 28 日）を参照。

(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/2020/sankou/pdf/tyui.pdf)

(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/2021/sankou/pdf/tyui.pdf)

(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/2022/sankou/pdf/tyui.pdf)

² 各施策の記録方法に記載の「企業」には、非金融法人企業のほか個人企業（家計）を含む場合がある。

財政投融資特別会計（財政融資資金勘定）から一般会計への繰入金及び独立行政法人国立病院機構からの国庫納付金は、一般政府（中央政府）による公的企業に対する「持分」の引き出し（金融資産の減少）及びこれと見合いの「現金・預金」の積み増し（金融資産の増加）として記録する。

独立行政法人地域医療機能推進機構からの国庫納付金は、一般政府（社会保障基金）による公的企業に対する「持分」の引き出し（金融資産の減少）及びこれと見合いの「現金・預金」の積み増し（金融資産の増加）として記録の上、一般政府（社会保障基金）から一般政府（中央政府）への資本移転として記録する。

財政投融資特別会計（投資勘定）から一般会計への繰入金は、企業から一般政府（中央政府）への「資本移転」として記録する。

補助金に係る返納金は、補助金の性質に応じて、一般政府（地方政府）、企業等から一般政府（中央政府等）への「その他の経常移転」として記録する。

土地売払代の収入は、一般政府（中央政府）の「土地の購入」において売却として控除する。

③ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

一般政府（中央政府）から一般政府（地方政府）への「その他の経常移転」とした上で、「低所得世帯支援枠」及び「低所得者支援及び定額減税を補足する給付」については一般政府（地方政府）から家計への「社会扶助給付」に、それ以外は、地方公共団体における事業の性質に応じて、一般政府（地方政府）から企業への「その他の経常移転」等に記録する。

（２）2022 年（令和 4 年）第二次年次推計及び 2023 年（令和 5 年）第一次年次推計における配分比率の見直し

コモディティ・フロー法における品目別の各需要項目への配分比率について、原則として直近の第三次年次推計（本年年次推計においては 2021 年（令和 3 年）推計）で得られた比率を用いているが、2022 年（令和 4 年）第二次年次推計においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一部の品目について、固定された配分比率では捉えられない直近の経済構造の変化を反映するよう、各種統計等を活用し、配分比率の見直しを行う³。また、2023 年（令和 5 年）第一次年次推計においても、2022 年（令和 4 年）第二次年次推計で得られた比率を用いる。

³ 具体的には、と畜・畜産食料品、冷凍魚介類、精米、冷凍調理食品、酒類等について、業界統計を含む利用可能な情報を基に推計した家計消費の伸び率を用いて配分比率を見直す。

（３）その他各種統計等の反映

① 『建設総合統計』の遡及改定への対応

2024 年（令和 6 年）6 月に行われた『建設総合統計』（国土交通省）の遡及改定では、2020 年度（令和 2 年度）以降の計数について改定が実施された。

これを受け、国民経済計算においては、2024 年 1－3 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報（改定値）（2024 年（令和 6 年）7 月 1 日公表）において、2020 年（令和 2 年）から遡及改定値を反映している。本年年次推計においては、固定資本ストックやこれを基に推計される固定資本減耗、営業余剰・混合所得（純）等についても同年まで遡って改定する。

② 『資金循環統計』の遡及改定への対応

2024 年（令和 6 年）6 月に行われた『資金循環統計』（日本銀行）の遡及改定では、2004 年度（平成 16 年度）末以降の計数について改定が実施された。

これを受け、計数表の対応する系列について、最大で 2004 年度（平成 16 年度）まで遡及改定する。

（４）政府諸機関の分類（2023 年度（令和 5 年度）分）

2023 年度（令和 5 年度）中に行われた政府関係諸機関の新設、統廃合等を踏まえて、国民経済計算における分類を行った。具体的には、2023 年度（令和 5 年度）年次推計で新たに分類した主な機関とその分類は以下のとおり。

- ・ 福島国際研究教育機構は、「中央政府」